

(整理番号 527)

大阪地方最低賃金審議会

令和5年度第2回大阪府鉄鋼業最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日 時 令和5年8月31日(木)
午後4時50分から同7時17分
- 2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B
- 3 出席者
公益を代表する委員 2名
労働者を代表する委員 2名
使用者を代表する委員 3名
- 4 議 事
大阪府鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- 5 議事要旨
大阪府鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、労使から以下の主張が行われた。
 - ・ 労働者代表委員からは、大阪府地域別最低賃金は時間額1,064円に改正されるが、月額換算すると17万円程度であり、鉄鋼業の厳しい環境で働く労働者には少ない。
求人募集時の賃金額を勘案すると、支払能力はあると考えられる。
基幹労連の鉄鋼部門における春闘取組結果からは、9割以上で賃金改善の前進回答を得、未組織労働者にも波及させる必要がある。
等の理由から改正決定の必要性有りとの主張があった。
 - ・ 使用者代表委員からは、中小零細企業は経営が厳しく、雇用の確保を大前提とし、賃上げ原資を確保した上で特定最低賃金の改正を考えるべきである。
地域別最低賃金額が大幅に上昇する中、それを超える賃金額を設定

する根拠がない。

等の理由から改正決定の必要性無しとの主張があった。

全体協議、個別協議が行われたが、労使合意に至らず、次回は、本日の結果を踏まえ、引き続き改正決定の必要性の有無にかかる審議を進める旨労使双方にて確認され、審議は終了とした。